

檜山北部広域共同事業

令和7年度

今金町子ども発達支援センター

「きらきらクラブ」

利用の手引き



社会福祉法人 さ ゆ り

今金町子ども発達支援センター

目 次

■ きらきらクラブをご利用の方へ	P 1
■ 施設・利用概要について	P 2
■ 利用までの流れ・利用料等について	P 3
■ 利用料について	P 4
■ 送迎について	P 5
■ 月額上限負担について	
■ 利用料納入について	P 6
■ 個別・集団プログラムについて	P 7
■ 利用に係わる留意事項 ・持ち物について ・欠席・感染症について ・その他	P 8
■ プライバシーについて	P 9
■ 身体拘束等適正化について	
■ スポーツ保険の加入について	
■ 療育相談事業について	P 10
■ 緊急時災害等の対応について	P 11
■ 所在地MAP	P 12

【きらきらクラブ】をご利用の方へ

きらきらクラブについて

- 今金町子ども発達支援センター【きらきらクラブ】は、お子さまの発達の悩み、不安の心情に寄り添い、一人一人の課題やニーズに応じた療育を提供し、お子さまの権利と尊厳を遵守し、お子さまの成長、家族の生活や暮らしを支援する活動施設です。
- 児童福祉法に基づく、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、子ども相談支援事業所を北海道の指定を受け事業運営しています。また、平成31年度からは、市町村中核子ども発達支援センターの認定を北海道から受け、地域の発達に関する支援の中核的機能を有しています。
- お子さまと家族と一緒に遊びや活動を通し、お子さまの心身の健やかな成長の育み、安心した生活の営み、子育ての充実が図れるよう、福祉・教育機関が連携し重層的に支援体制が構築を推進し、支援連携の中核的役割に努めています。
- 令和7年4月から、運営主体が今金町から、社会福祉法人さゆりに運営移管し、こどもの支援の一貫性の充足が期待されます。

☆指定障害児通所支援事業者	：	今金町子ども発達支援センター「きらきらクラブ」 (令和7年4月1日 第151700036号)
☆指定障害児相談支援事業所	：	今金町子ども相談支援事業所 (令和7年4月1日 第171700040号)
☆市町村中核子ども発達支援センター	：	(令和6年11月 認定(更新))

事業方針

- ◎ 児童一人一人の権利、尊厳を大切にし、適切な療育・活動の支援提供に努めます。
- ◎ 児童の発達、心の状況、最善の利益を家族と共に考え、適切な支援計画作成及び支援提供に努めます。
- ◎ 児童が安心して過ごせる環境整備・運営に努めます。
- ◎ 児童を中心とする機関と連携を図り、生活や暮らしの安心、心身の健やかな成長の促進に努めます。

施設・利用概要

- ◎施設名 … □今金町子ども発達支援センター【きらきらクラブ】
□今金町子ども相談支援事業所
- ◎所在地 … 瀬棚郡今金町字今金300番地15
- ◎連絡先 … TEL 0137-82-2512 / 0137-82-2583
FAX 0137-82-3382
- ◎利用日 … 月曜日～金曜日
- ◎開設時間 … 午前8時30分 ～ 午後17時30分
- ◎休業日 … ●土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月31日から1月5日)
●新年度準備期間(3月末日から1週間)
- ◎臨時休所 … 次の緊急を要する場合は、臨時休所とし、通所を停止することがあります。
[自然災害・感染症等]
(1)地震、豪雨、火事等、自然・人的災害等、利用が困難と判断される場合。
※利用時に発生した場合も、同様に利用停止をする場合があります。
(2)二次災害(停電・河川氾濫等)の恐れ、危険があると判断される場合。
(3)施設内において、集団感染が発生し、感染症発生時における業務継続計画に基づき、休業要請を講じた場合。
(4)その他、上記以外で、緊急が必要とされる場合。
- ◎利用定員 … 一日に利用できる定員のことを指します。
*児童発達支援・放課後等デイサービス【多機能型】 / 10 名
- ◎職員体制 … ◆指定通所支援事業…【きらきらクラブ】
* センター長(保育士) 加藤 典子
* 管理者(支援員) 湯浅 智美
* 児童発達支援管理責任者 高橋 有沙
* 保育士(児童発達支援管理責任者) 小西 貴大
* 保 育 士 齊藤 みやび

◆指定相談支援事業…【子ども相談支援事業所】
* 管理者(支援員) 湯浅 智美
* 相談支援専門員 小西 貴大

利用までの流れ

項 目	手引き・書類概要	申請・提出先
□ 相談・アセスメント	児童の心身状況や発達の様子や、相談および発達の見立て等を行います。	
1. サービス利用計画	アセスメントシートをもとに、保護者の意向や発達の様子などからサービス利用等計画を作成します。 (今金町子ども相談支援事業所/併設)	
2. 利用の申込み	利用希望の旨を、保健福祉課、児童が在籍している教育・福祉機関または当施設へご相談いただき、「児童通所等給付費兼利用者負担額減額・免除等申請書」を各町障がい福祉担当課に提出します。	各町の保健福祉課
3. 認定・決定審査	各町で通所給付支給の決定審査を行い決定致します。	
4. 決定通知・受給者証の交付	各町から「福祉サービス受給者証」または「通所受給者証」を交付致します。 受給者証は重要書類になりますので大切に保管して下さい。(有効期間1年間。但し、発行日によって異なる)	
5. 利用契約の締結	交付された各受給者証をもって、利用者と当センターとの契約を締結し、療育利用の開始となります。	今金町子ども発達支援センター

利用料について

- ◎児童福祉法の定める、基本単位、職員配置等加算に基づき、利用料を算定しています。
尚、サービス利用毎の事業所報酬については、自己負担と給付費負担に負担が分配され、報酬の1割が利用料として徴収されています。

自己負担	報酬の1割負担
給付費負担	報酬の9割負担(国:50% 道:25% 町:25%)

- ◎利用料については、以下のとおりです。
令和6年度より障がい福祉サービス等報酬改定に伴い、基本報酬における時間区分が創設されました。

事業区分	利用時間	区分	利用料(1回利用時)
児童発達支援	30分超～1時間以上	1	901 円
	1 時間 30 分超～3 時間以下	2	923 円
放課後等デイサービス	30分超～1時間以上	1	574 円
	1 時間 30 分超～3 時間以下	2	609 円
	送迎利用料(放課後等デイサービス利用希望者のみ)		54 円
軽減制度		内 容	
① 利用料無償【児童発達支援】 ※満3歳～5歳までの児童は無償化		■満3歳になって初めての4月1日から3年間利用料が無償となる。(3歳児～5歳児)	

【時間区分による基本報酬の算定について(利用時間による利用料の算定)】

- 次の事項の場合に、利用時間によって、利用料が変更になることがあります。その場合は、利用者との調整、同意の下、利用料を算定します。

- ① 利用者の都合により、支援時間が短縮された場合 → 計画時間により算定。
- ② 事業者の都合により、支援時間が短縮された場合 → 実利用時間により算定。

※「計画時間」とは、個別支援計画による、計画時間のことを示します。

【放課後等デイサービスにおける算定の概要】

※1. 休日における利用料算定については、在籍する小中学校等の教育機関が、休校または休日(土・日・祝)にセンターを利用した場合に、休日単位による利用料で算定します。

センターの休業日(土曜・日曜・祝祭日)に行く、行事等で利用した場合も同様の算定を行います。

(例) ◆土、日、祝日の休日にセンター行事に参加した場合
◆学校の振替休日および長期休暇中に利用した場合 等)

※2. 送迎サービスを利用する児童については、1回の送迎につき送迎料が発生します。
利用については、原則児童が所在する機関内のみの利用に限ります。(自宅までの送迎は不可)

送迎について

◎放課後等デイサービス利用(就学)児童について、送迎サービスを利用することができます。
詳細については下記のとおりです。

1. 就学児童が対象です。
2. 送迎は、東ハイヤーが運行を行います。
3. 小学校、学童保育所に在籍し且つ、施設機関内で運行が可能である場合に限り、
(自宅などの個人的送迎は不可)
4. 1回利用毎に、54円の利用料がかかります。(別記「利用料」参照ください。)
5. センター利用(運行)日時は、月毎に送迎表よりお知らせします。

【送迎利用・土日・祝日・休業日等の利用料算定について】

□土日・祝日・休業日等に係る、利用料算定については、時間区分同様に、個別支援計画による、計画時間に基づき、利用日と利用時間を策定し、利用料を算定します。

月額上限負担について

◎1ヵ月の利用料金については上限が設定されています。月額の上限負担の区分については以下のとおりとなります。

区分	世帯収入の状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得世帯	市町民税非課税世帯	0円
一般①世帯	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	4,600円
一般②世帯	上記以外世帯	37,200円

利用料納入について

◎利用料の支払方法

毎月15日までに前月分の請求を行い、末日までに次の方法で支払い。

- ① 利用料の支払方法は口座振替による納入
- ② 対応金融機関等は以下のとおり

納入方法	金融機関名	納入期限
口座振替	・北海道銀行 各本支店 ・今金町農業協同組合	毎月末日 ※利用には手続きが必要

- ③ 口座振替について、児童発達支援利用から放課後デイサービス利用に変更になる際には、再度手続きが必要となります（未就学児の利用→就学後も利用する場合）。
- ④ 手続きに関するお問い合わせは、担当職員（小西）までお問い合わせください。

活動の基本的なプログラムについて

個別(集団)プログラム 【基本】

1. 登 所



2. 身辺整理・活動準備(上着を脱ぐ・手洗い・出席シール)



3. あいさつ



4. 課題・活動



5. 運動・感覚遊び・小集団活動(他児、異年齢児との交流・活動)
・片付け



6. おやつ ※必要に応じて、おやつを持ち帰ります



7. 身辺整理・帰る準備(上着を着る・靴下を履く等)



8. 帰りのあいさつ



8. 降 所



●療育の利用時間は、おおよそ1時間30分となります。【時間区分2】

●活動のプログラムやスケジュールの内容については、児童の様子やニーズに応じて変更することがあります。

持ち物について

◎療育活動時の持ち物については、必要に応じて持参いただきますようお願いいたします。

- ・ 筆記用具(学校で使用しているもの等、使い慣れたもの)
- ・ カバン・ランドセル(宿題や筆記用具が入るもの)
- ・ 水筒(水分補給も療育時に練習します)
- ・ マスク等、感染症予防に留意できるもの(適宜)
- ・ 手拭きタオル、汗拭きタオル、着替え等(適宜)

※ その他、必要となるものがありましたら、職員までご相談ください。

※ 持ち物については、氏名等の記入にご協力ください。

欠席・感染予防について

◎センター利用日に都合等で利用をしない場合は、利用時間の1時間前までには、ご連絡をお願いします。

※送迎を利用される方は、小学校または学童保育所(在籍している機関)、東ハイヤー(送迎機関)に各自、欠席のご連絡をお願いします。

【感染予防】

◎体調不良や感染症に罹患、感染の疑い等、心配がみられる場合は、利用を停止いただくようお願いいたします。経過後についても、児童と家族の日々の健康観察、医師の診断等、児童の健康の維持・感染拡大の予防に努めてください。

※健康状態が回復し利用を再開するにあたり、感染等で心配のある場合は、事前にセンターにご相談ください。

◎施設内において、集団感染等の発生した場合は、感染症発生時における業務継続計画に基づき、感染拡大の防止に努め、臨時休所となる場合があります。

その他

◎活動プログラムの一環に、おやつを提供します。食物アレルギー等、配慮を要する方は、「児童票」に項目や対応等、具体的に記入いただきますようお願いいたします。また、内容については、担当職員へ報告・情報の共有等をお願いします。

◎小児てんかん・服薬等をされている方も、同様に、「児童票」に具体的な記入、職員との情報共有をお願いします。

◎住所、緊急連絡先(携帯電話)、勤務先等変更がある場合は、当センターまでお知らせください。(受給者証の再発行等手続きが必要になります)

◎利用時の服装は、季節、気温に適した衣類、運動しやすく、汚れても良いものの着用をお願いします。

◎行事の開催にあたっては、適宜案内を発行し周知します。また、行事の内容によっては、別途参加費や保険料を徴収する場合があります。

プライバシーについて

◎管理者および従業者は、正当な理由がなく、業務上、知り得た利用者およびその家族の秘密を漏らすことはありません。

また、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上、知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように必要措置を講じる等、個人情報の保護の徹底に努めます。（行動規定の遵守）

◎他の指定児童通所支援事業者等に対し、サービスに必要な利用者に関する情報の提供が必要な場合は、「個人情報使用同意書」または保護者の同意を得て、業務上、必要となる情報の提供を行います。

身体拘束等適正化について

◎サービスの提供にあたり、利用者の生命または、身体を保護するため緊急にやむを得ない場合を除き、行動を制限する行為は、原則行いません。

◎個々の心身状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で、身体拘束を行わないことを原則としますが、やむを得ず、身体拘束を行う場合、以下の3つの要素を満たす状態にあり、必要最低限に身体拘束を行う場合があります。

- (1)切迫性：本人及び利用者等の生命または身体が危険にさらされ、緊急性が著しく高いこと。
- (2)非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替える方法がないこと。
- (3)一時性：身体拘束等行動制限が一時的なものであること。

◎やむを得ず身体拘束が必要のがある場合については、個別支援計画において、保護者へ説明・同意を得た上で行うこととします。

スポーツ保険の加入について

◎利用者には、予期せぬ事故に備えスポーツ保険の加入をお願いしています。

【保険内容】

- 急激かつ偶然な外来の事故による怪我や法律上の損害賠償責任等を補償
- 補償期間は、加入日～翌年3月31日 まで適応
- 保険料：1名につき800円 / 年間
- ※ 利用児童の兄弟・姉妹等、当センターに同行される児童についての加入は任意としますが、事故等の備えとして加入することが望ましいです。
- ※ 行事内容によって、保険に加入いただく場合があります。[1日保険:130円程度]

療育相談事業について

◎当センターでは、専門職種による専門的な支援事業(療育相談事業)を実施しています。

主な専門職種による支援を希望する際は、担当職員へご相談ください。

※利用定数を超える場合等は、利用の調整を行う場合があります。

I 療育相談(専門支援)事業

主な専門職種	主な専門機関
・発達支援専門員 ・言語聴覚士 ・作業療法士 ・公認心理師 ・臨床発達心理士	・社会福祉法人 侑愛会 ・社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院リハビリテーション科 ・社会福祉法人麦の子会 むぎのこ ・北海道医療大学

II 道立支援専門事業(道事業)

主な専門職種	主な専門機関
小児精神科医師 判定員(心理士) 言語聴覚士	・北海道立子ども総合医療・療育センター コドモックル

緊急災害時の対応について

◎利用時に災害や防犯等緊急時が発生した場合は、利用者の安全を最優先に次のとおり対応します。

①【地震・火災が発生した場合】

- ・児童またはその家族が利用している場合は、避難経路の指示に従い、速やかに避難します。
- ・施設が被災した場合や二次災害等の危険性が高いと判断した場合、速やかに利用を停止し、臨時休所とします。
- ・放課後等デイサービスの児童等、送迎が必要な児童については、速やかに降所のお迎えをお願いします。

②【近隣の河川の溢水・氾濫が発生、想定される場合】

- ・チブタウシナイ川の溢水や利別川の氾濫警戒(レベル4)等、避難指示が発令された場合は、速やかに利用を停止し、指定の避難場所(総合福祉施設としべつ/今金町字今金 17-2)へ避難します。
- ・避難時の移動手段については、当センターで所有している公用車、職員、利用者の自家用車等で避難を行い、往復の運搬はできません。(二次被害防止の措置)
- ・放課後等デイサービスの児童等、送迎が必要な児童については、速やかに避難場所から降所のお迎えをお願いします。

③【暴風(雪)・停電等により、通所困難な場合】

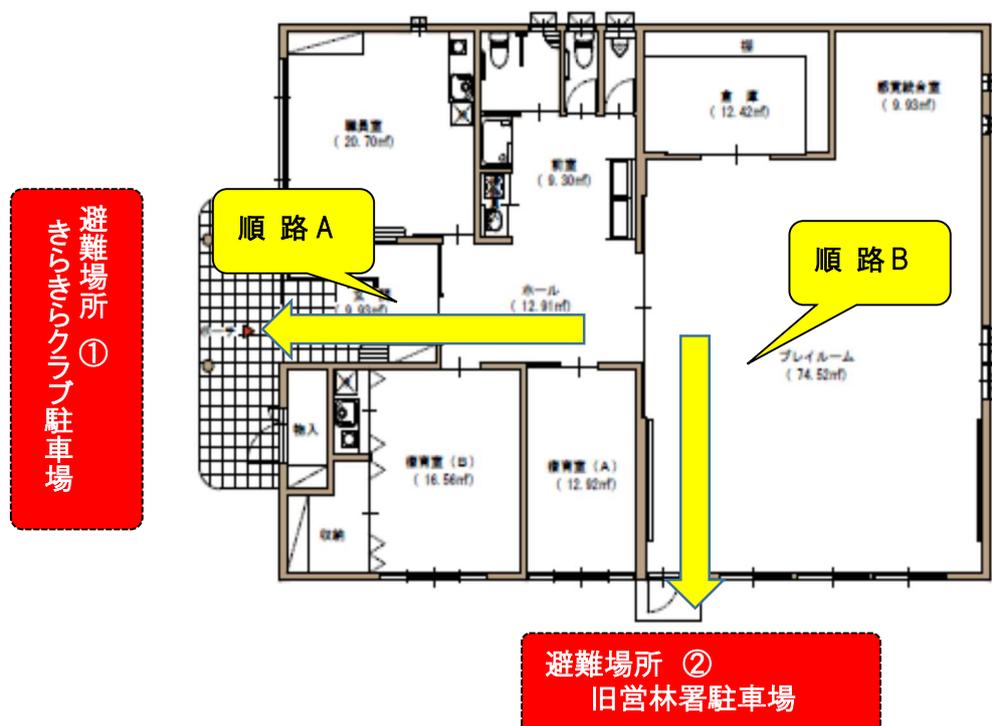
- ・通所に関わる人命被害や危険のある場合等、事前に利用を停止し、臨時休所とする場合があります。
- ・利用時に発生した場合は、天候等の経過をみながら、降所をお願いする場合があります。

④【不審者の侵入が発生した場合】

- ・不審者の侵入があった場合は、侵入カ所から遠ざかる場所に集め、部屋を施錠し、即座に警察へ通報し、指示に従い、可能な限り避難します。(せたな警察署/TEL:0137-84-6110)

【避難予防・訓練】

- ◆6カ月を目安に地震・火災等に対する避難訓練週間を設け、避難訓練を実施していきます。



きらきらクラブ所在地MAP

